

『ひらたこども園』4月入園児募集!

令和3年4月から「ひらたこども園」に入園を希望する園児を募集します。希望される方は下記によりお申込みください。

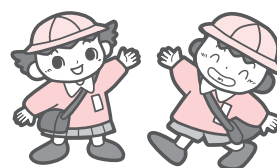
令和3年度から0歳児保育及び土曜日の1日預かりを行います。土曜日はお弁当持参となります。入園対象園児が満1歳から満6か月に変更となっていますのでご確認ください。

また、応募者多数の場合には利用人数の調整を行ったうえで決定しますのでご理解ください。

1 募集内容

ひらたこども園 (平田村大字永田字広町 34)

定 員	1号認定	2号認定	3号認定
200人	20人	120人	60人



2 募集期間 令和2年12月1日(火)から12月18日(金)まで

※募集期間後に提出された場合は、5月以降の入園になります。

3 入園対象 令和3年4月1日現在で満6か月から小学校就学前までの児童

4 提出書類

- (1) 支給認定申請書 ※1すでに認定を受けている場合は現況届を提出してください。
- (2) 入園申込書【1号認定】または、保育利用申込書【2号・3号認定】
- (3) 保育を必要とする理由を証明する書類【2号・3号認定のみ】

保育を必要とする事由	提出が必要な書類
就労	・ 就労証明書、自営業証明書、農業従事申立書 ※月64時間以上労働することが条件です。
妊娠・出産	・ 母子健康手帳の写し ※2 出産予定日の記載部分
疾病・障がい	・ 障害者手帳の写しまたは医療機関の診断書
介護・看護	・ 医療機関の診断書または障害者手帳または認定結果通知書の写し (介護・看護を受ける方) ・ 1日の介護・看護スケジュール表を添付してください。
災害復旧	・ 災証明書
求職活動	・ 求職活動申立書
就 学	・ 学生証 (在学証明書) の写し、在学中の時間割表の写し
その他	・ その他事実を証明できる書類

※1 父母のほか、65歳未満の同居祖父母についても提出してください。

※2 求職活動中の場合、入園期間は求職活動に必要な期間 (3か月以内) とします。

5 申 込 先 ひらたこども園

問い合わせ ひらたこども園 ☎57-7144 (11月24日～)
平田村教育委員会 ☎55-2969

人権週間

12月10日(世界人権宣言採択日)は「人権デー」です。

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会は、その日までの1週間を「人権週間」と定めています。
福島地方法務局と福島県人権擁護委員連合会では、12月4日から12月10日までを強化週間として啓発活動及び相談活動を行います。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やストーカーなど、女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、電話相談の取組を強化します。

期 間 令和2年11月12日(木)～18日(水)までの7日間

時 間 午前8時30分から午後7時まで

ただし、11月14日(土)・15日(日)は午前10時から午後5時まで

人権週間に限らず、平日の午前8時30分から午後5時15分まで電話相談を実施していますので、悩みごとがありましたら、下記のダイヤルにお電話ください。

秘密は守られます。相談は、人権擁護委員及び法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番 0570-003-110

子どもの人権110番 0120-007-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810

問い合わせ 福島地方法務局人権擁護課 ☎024-534-1994

障害者週間

12月3日～9日は障害者週間です。

みんなでつくる共生社会

～障害のある人もない人も共に生きる社会へ～

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会であるべきです。

そのためにも、まずは障害及び障害のある人に対する理解と関心を深めましょう。

村税等の徴収強化実施のお知らせ

村税等について徴収の徹底を図ります

税金は、福祉、医療サービス、教育、防災等の大切な財源です。

多くの方が、決められた納期限までに自主的に納付されていますが、残念ながら滞納している方もいます。

村では、きちんと納税している方との公平性を確保するため、福島県の協力のもと徴収の徹底強化を実施します。

なお、11月～1月までの3ヶ月間を「滞納整理強化期間」とし、**預貯金や給与などの財産差押えの実施を強化していきます。**

税金は納期限内の一括納付が原則です。滞納にならないよう納期限までに納付してください。

納付等についての相談は、お早めをお願いします。

【問い合わせ】 税務課 ☎55-3113

地方税の申告は **eLTAX** で！

eLTAXは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

手続きは自宅や
オフィスから

複数の地方公共団体へ
まとめて一度に送信

eLTAXのサービスは
無料

eLTAXに関する、詳しい情報は
ホームページをご覧ください

ヘルプデスクへのお問合わせ

eLTAXをご利用できる時間

▶ <http://www.eltax.jp/>

▶ 0570-081459

▶ 8:30～24:00
(土日祝、年末年始は除く)

一般社団法人 地方税電子化協議会

